

酒類販売管理研修実施要綱

1 研修の目的

この研修は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（以下「酒類業組合法」という。）第 86 条の 9 第 1 項《酒類販売管理者》の規定による財務大臣の指定を受けて、酒類小売販売場において選任された酒類販売管理者に対し、酒類小売業者等が酒類の小売販売に当たり遵守すべき関係法令、酒類の商品知識（製法、表示等）及び致酔性を有する等の酒類の特性等の知識の修得を図るために行うものであり、これにより酒類販売管理者の資質の向上を図り、もって酒類小売販売場における酒類の適正な販売管理の確保等について実効性を高めるものである。

2 研修の受講対象者等

(1) 研修の受講対象者は、主として当組合の地区に酒類小売販売場を有する酒類小売業者が選任した酒類販売管理者とする。

(注) 酒類販売管理者に選任予定の者等の参加も認める。

(2) 研修の開催の都度、研修受講者名簿を作成する。

3 申込方法等

申込みは、酒類業組合法施行規則に定める別紙様式第 11 の 5 「酒類販売管理研修受講申込書」により受け付ける。

なお、原則として先着順に受け付けることとし、申込み時に同封された葉書により受講許可通知等を行う。

4 実施方法等

(1) 使用するテキスト

国税庁が作成したモデルテキストを使用する。

(2) 研修講師

当組合の推薦を受けて、国税庁が指定した研修実施団体が開催するコア講師講習を受講した者又は当該者から同内容の研修講師講習を受講した者が担当する。

(3) 研修の内容

研修は、(1)のテキストの内容に沿って行い、研修時間はおおむね 3 時間とする。

なお、研修の終盤に、「修得度自己チェックテスト」を行い、習得度合いを受講者自らがチェックすることにより研修で十分でできなかった部分を明確にし、酒類販売管理者の自己研鑽を促す。

(4) 研修受講証の発行

研修終了後、研修受講者に対し、酒類業組合法施行規則に定める別紙様式第 11 の 6 「酒類販売管理研修受講証」を発行する。

(5) 共同開催

研修は、必要に応じ、他の研修実施団体と共催して行う。

5 その他

(1) 受講手数料の額及び収納方法

受講手数料（テキスト代、通信費、講師謝金、受講証発行費、会場費、事務費等の実費相当額）は〇、〇〇〇円程度とし、研修会場において収納する。

(2) 研修日程等の公表方法

当組合法ホームページ及び掲示板等に公表する。

